

建築物解体時の石綿飛散防止のための行動宣言  
(STOPアスベスト キックオフ宣言)

石綿は昭和30年頃から使われ始め、安価で耐火性、耐熱性、防音性など多様な機能を有していることから、ビルの高層化や鉄骨構造化に伴い、高度成長期を中心に多用されてきました。その後、石綿の曝露後数十年を経て発症する中皮腫や肺がん等の重篤な疾病による健康影響が社会問題となったことから、石綿を使用する製品の製造が順次禁止されるとともに、石綿を使用した建築物の解体等工事に伴う作業員への曝露防止や一般大気環境中への飛散防止対策が講じられてきました。

しかしながら、解体等工事時に石綿の飛散防止対策が行われていない事例が跡をたたないことから、昨年度、大気汚染防止法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例が改正され、工事発注者が、解体等工事時の事前の届出と施工者に飛散防止を確実に実施させるという、重要な責任を担うこととなりました。

我々は、将来にわたって、この大阪で、健康で安心して暮らし、働き、学んでいきたいと考えます。

このため、石綿による健康被害が再び生じることが決して無いよう、関係業界団体、行政等が連携を図りつつ、飛散防止対策について、自ら不断の取り組みを行うことをここに宣言し、具体的には別紙に掲げる事項に努めます。

また、この宣言に同調される関係団体等が多く名を連ねることを期待するものです。

平成26年6月17日

一般社団法人大阪賃貸住宅経営協会、一般社団法人大阪ビルディング協会、  
一般社団法人大阪ビルメンテナンス協会、大阪府中小企業団体中央会、  
公益社団法人全日本不動産協会大阪府本部  
一般社団法人大阪土地協会、公益社団法人大阪府産業廃棄物協会、  
大阪府商工会議所連合会、一般社団法人大阪府宅地建物取引業協会、  
近畿百貨店協会、日本チェーンストア協会関西支部、一般社団法人不動産協会、  
一般社団法人マンション管理業協会

大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、高槻市、貝塚市、  
枚方市、茨木市、八尾市、富田林市、河内長野市、松原市、箕面市、東大阪市、  
大阪狭山市、阪南市、豊能町、能勢町、忠岡町、太子町、河南町、千早赤阪村  
(規制権限を持つ市町村)

大阪府

別 紙

- 1 . 各団体の構成員に対し、解体工事時の事前届出と石綿飛散防止対策の実施を行う旨を周知します。
- 2 . 年度毎に1の周知活動の状況を取りまとめます。
- 3 . 年度毎に2の取りまとめた結果を公表します。

# みんなで防止!!石綿飛散 キックオフ会議

～ 建築物解体時のアスベスト飛散防止の徹底のために～

石綿を含む建築材料を使用した建築物の解体等の作業にあたっては、法や大阪府条例により、事前の届出や石綿の飛散防止措置をとるべきことなどが規定されていますが、石綿があることを知りながら無届で解体工事を行うなどの悪質な事象が跡をたちません。

建築物解体時の石綿の飛散防止を徹底するため、法・条例が改正され、届出義務が施工者から発注者に移るなど、発注者にも主体的な関与が課せられることとなりました。

府域では、石綿が使用された建築物の解体が、今後、30万棟に上るとも予想されています。

このようなことから、解体工事の発注者に関係する団体等の皆さまに石綿飛散防止に向けた取組みについて考えていただくため、本会議を開催します。

将来、解体工事の発注者になる様々な関係者の皆さま、ぜひご参加ください。

日時：平成26年6月17日（火）  
午後2時～4時30分  
会場：大阪府立男女共同参画・青少年センター  
（ドーンセンター）7階ホール  
定員：500人（参加無料・申込みは裏面参照）



## 《プログラム》

### 基調講演

「石綿問題の現状や環境審議会における議論について」(仮題) 午後2時～2時50分

講師 内山巖雄(京都大学名誉教授)

「大気汚染防止法」, 「大阪府生活環境の保全等に関する条例」の改正について説明

説明者 環境省・大阪府

午後2時50分～3時30分

～休 憩～

■ 関係団体によるパネルディスカッション — 「石綿飛散防止への関わり・取組み」について—  
午後3時40分～4時30分

### 関係団体(予定)

- (一社)大阪ビルディング協会
- (一社)大阪府賃貸住宅経営者協会
- (一社)大阪ビルメンテナンス協会
- 大阪府中小企業団体中央会